

金沢市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

厚生労働省における混浴年齢に関する研究の成果を踏まえ、国の「公衆浴場における衛生等管理要領」等が令和2年12月10日に改正されました。

これを受け、本市においても、公衆浴場の営業者が講ずるべき措置の基準について、金沢市公衆浴場法施行条例の関係規定を一部改正し、男女の混浴制限の年齢を引き下げます。

2 改正の内容

- 普通公衆浴場の衛生等の基準について

改正案	現 行
第4条 (3) 風紀については、次の措置を講ずること。 ア おおむね7歳以上 の男女を混浴させないこと。	第4条 (3) 風紀については、次の措置を講ずること。 ア 10歳以上 の男女を混浴させないこと。

- その他公衆浴場についても個室風呂等を除き、上記と同じ基準とします。

*国の「公衆浴場における衛生等管理要領」と同様に改正します。

3 今後の予定

令和2年度3月定例会に上程し、令和3年7月1日の施行を目指します。